

地震発生時における学校の臨時休業の判断基準について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、従前より八王子市公立小学校長会では、地震発生時における学校の対応等について、下記の通り判断基準を定めており、本校でも、この基準に従って対応して参ります。

最近も日本各地で大きな地震が発生しています。家にいるときや外出時の発災時対応や避難の仕方についても、日常的にお子様と話し合っておいてください。

なお、八王子市は大きな自治体であり、各学校の立地している自然環境等も様々であるため、風水害、降雪等の対応は基本的に校長判断になっています。

記

Ⅰ 地震発生時における学校の対応基準について

休日・夜間など、学校活動が行われていない時に、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わないこととします。

地震発生時の臨時休業等判断基準			
	在校中	休日、夜間など	避難所（市）
震度 5 弱	引渡し ※JR、京王線の一線でも運行停止 の場合または各学校長判断による	校長判断による ※避難所開設状況や近隣校の 状況を鑑みて判断	災害状況により開 設する学校がある
震度 5 強	全校引渡し		
震度 6 弱以上		地震が発生した当日及び翌日 は教育活動を行わない	全校開設

※ 夜間・休日などの対応については、教育委員会においても防災無線や学校ホームページの災害時情報掲示板等を通じて臨機応変な情報発信に努めます。

2 その他

基準としてはⅠに示した通りですが、震度4以下の地震においても、公共交通機関の状況や余震の状況に応じて、引渡しや集団下校等の措置をとる場合があります。